

賃上げで悩んでいませんか？

「大阪府業務改善・賃上げ促進補助金」のご案内

令和8年度厚生労働省「業務改善助成金」を活用し、
大阪府が定める二つの要件をいずれも満たす事業者に対し、上乗せ補助を行います。



申請期間

- 事前登録：令和8年9月1日(火)～令和8年度大阪府最低賃金発効日の前日
又は同年11月30日(月)のいずれか早い日まで
- 交付申請：令和8年12月1日(火)～令和9年3月10日(水)
※令和8年9月1日以降に大阪労働局長に国「業務改善助成金」の交付
申請を行い、令和9年3月5日の日付までの交付額確定及び支給決定の
通知を受けていること

※交付申請には事前登録が必須です。

要件

- 大阪労働局に提出した令和8年度「業務改善助成金」申請書の事業実施計画書に
記載の金額を上回る賃上げを行うこと。
- 令和8年度改定予定の大阪府最低賃金よりさらに2%を上回る金額まで事業場内
最低賃金を引き上げること

補助金額

- 補助対象経費 国「業務改善助成金」の対象経費支出済額
※国「業務改善助成金」の「国庫補助金精算書」(交付要綱 様式第9号)に記載する「対象経費支出済額」
- 補助金額 補助対象経費に4分の1を乗じた額(上限200万円)と別途補助金
交付要綱に定める【府】補助上限額を比較し、いずれか低い額

申請方法

- 事前登録・交付申請ともに大阪府行政オンラインシステムにて申請してください。
やむを得ず大阪府行政オンラインシステムが利用できない場合に限り、
郵送も可能です。(特定記録や書留、レターパック等、記録が残る郵便)
(締切日必着)

留意事項

- 国又は地方公共団体、商工会議所等の支援団体が実施する他の補
助金等(「業務改善助成金」は除く)を受ける経費については、補
助対象経費の対象外となります。



※詳細は、大阪府
ホームページをご
確認ください。

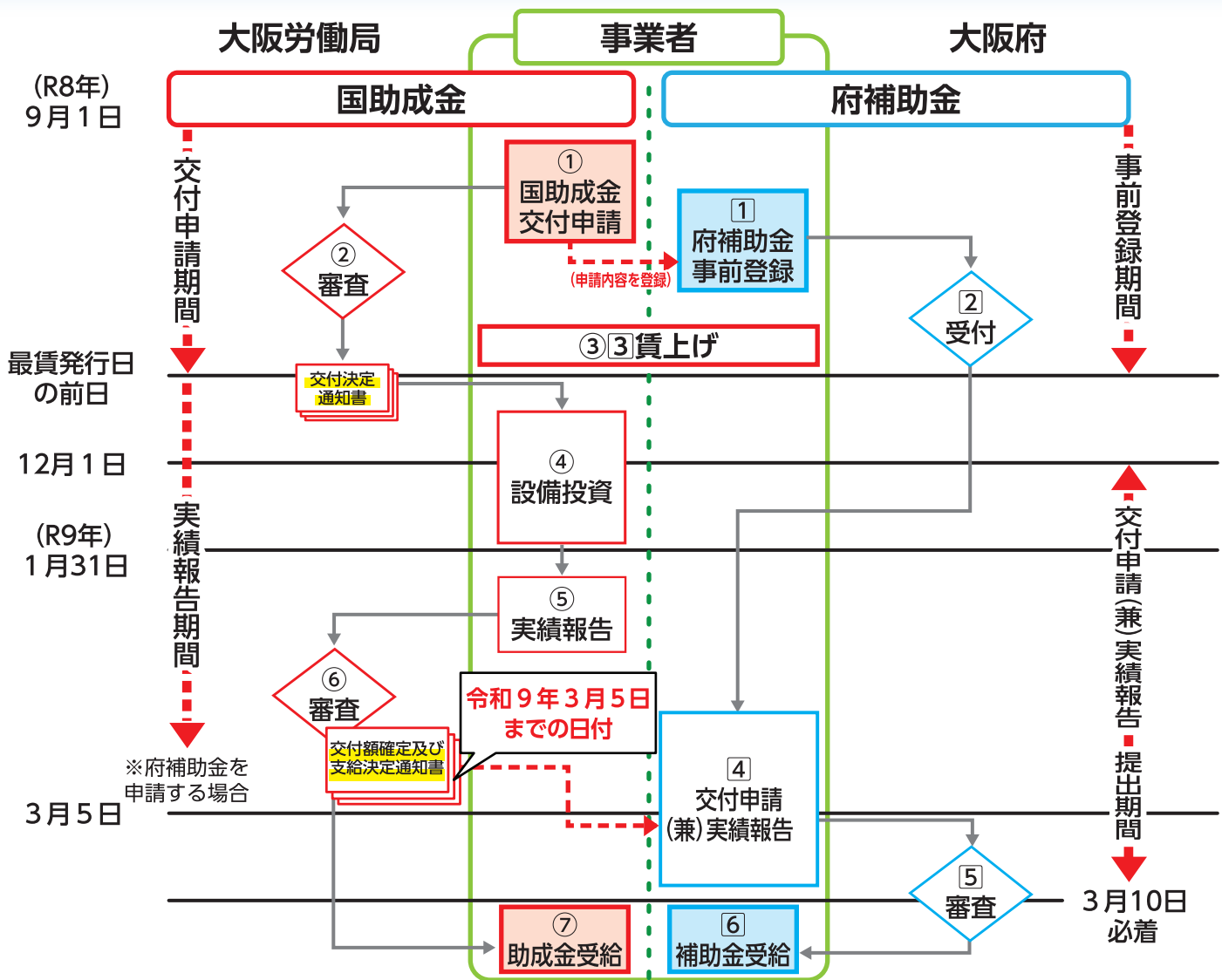
問合せ先：大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 労働環境推進グループ 06-6360-9070

大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館10階

(受付時間) 平日 午前9時30分から12時15分、午後1時から5時30分 ※土日祝日、年末年始を除く

※本事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しています

大阪府業務改善・賃上げ促進補助金の申請の流れ



大阪府は中小企業の賃上げの取組みを支援します

中小企業賃上げ促進支援パッケージのご案内

- ✓ 物価上昇等により増加したコストの適切な価格転嫁に取り組みたい
- ✓ 設備投資、業務プロセスの効率化などを通じて、利益率向上に取り組みたい
- ✓ 展示商談会への出展を通じて、売上拡大に取り組みたい
- ✓ 従業員のスキルアップに取り組みたい



価格転嫁に向けた専門家派遣による伴走支援

補助金

設備投資支援

利益率向上支援

展示商談会への出展支援

従業員のスキルアップ支援

設備投資応援融資に係る信用保証料補助

主な申請要件等をまとめて確認できるよう「総合案内窓口」を開設しました。

ぜひ、ご相談ください！

① AIチャットボット (LINE)

② コールセンター

(050-5893-6228)



詳しくは /

大阪労働局からのお知らせ

「大阪府業務改善・賃上げ促進補助金」の利用を検討されている事業主の皆様へ

① 令和9年3月5日(金) までに「業務改善助成金」の支給決定を受けていますか？

➡ 大阪府業務改善・賃上げ促進補助金を受給するためには、令和9年3月5日(金) までに「令和8年度／業務改善助成金」(厚生労働省)の交付額確定及び支給決定通知を受けている必要があります。

② 「業務改善助成金」を受給するためには、審査を受ける必要があります。

申請内容によっては、審査期間が長期にわたる場合もあるため、出来るだけ早く申請を行ってください。



■ 厚生労働省「業務改善助成金」について

業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

☎ 0120-366-440

(受付時間 平日午前9時から午後5時)

「業務改善助成金」ホームページはこちら▶

